

鳥取市へ転入された皆様へ

軽自動車税は、4月1日現在の使用の本拠の位置（定置場所である市区町村）で課税されます。軽自動車等（原動機付自転車、軽四輪自動車、軽二輪、小型自動二輪など）をお持ちの方は、鳥取市に転入後15日以内に手続きを行ってください。

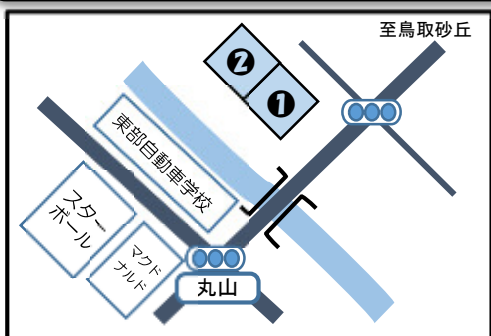
（軽自動車等を本市以外の市区町村に置いて使用している場合を除く）

手続き窓口は、車両の種類によって異なります。



車種	取扱窓口	必要なもの
原動機付自転車 （125cc以下のバイク） 原付第1種 原付第2種甲・乙 ミニカー 特定原付 小型特殊自動車 農耕作業用 特殊作業用	●鳥取市役所 市民税課 （本庁舎2階20番窓口） 電話：0857-30-8144 または、 ●各総合支所 市民福祉課	① 前住所地で交付された「ナンバープレート」 ② 前住所地で交付された「標識交付証明書」 ③ 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など） ※既にナンバープレートを返納済の場合は、①②のかわりに「廃車証明書」または「廃車申告受付書」が必要です。
軽二輪 （125cc超250cc以下） 二輪の小型自動車 （250cc超）	登録窓口 ①鳥取運輸支局 電話：050-5540-2070 鳥取市丸山町224 税申告窓口 ②（一社）全国軽自動車協会連合会 二輪軽自動車税（種別割）受付窓口 （鳥取県自動車整備振興会建物内） 鳥取市丸山町223 問い合わせ：0857-28-7021	手続きの内容により必要なものが異なりますので、事前に左記の取扱窓口へ問い合わせください。
軽四輪 	登録窓口 ③軽自動車検査協会 鳥取事務所 電話：050-3816-3082 鳥取市安長77-1 税申告窓口 ④（一社）全国軽自動車協会連合会 鳥取事務所 電話：0857-28-7021 鳥取市安長77-3	

- ① 鳥取運輸支局
- ② （一社）全国軽自動車協会連合会 鳥取事務所



- ③ 軽自動車検査協会 鳥取事務所
- ④ （一社）全国軽自動車協会連合会 鳥取事務所

